

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

労務アシスト通信 α

11
2026

〒252-0206　相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F
電　話：042-704-9860　FAX：042-704-9861
メール：main@roumu-assist.com　ＨＰ：https://roumu-assist.com/

要確認　令和8年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更　対応はお済みですか？

厚生労働省では、年度の始めや半ばに、同省関係の主な制度変更を表にまとめて公表しています。「令和８年 10 月からの厚生労働省関係の主な制度変更」も公表されていますので、特に、雇用・労働関係、年金関係の変更については、対応できているか否かを、今一度ざっと確認しておきましょう。

令和８年１０月からの厚生労働省関係の主な制度変更（抜粋）

＜雇用・労働関係＞

□　**企業へのカスタマーハラスメント対策等義務化の施行**【主な対象者：全ての事業主】
　○カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために必要な雇用管理上の措置をすべての事業主に義務付け。

□　**同一労働同一賃金ガイドライン等の改正**
　【主な対象者：短時間・有期雇用労働者とその事業主、派遣労働者と派遣元事業主及び派遣先】
　○同一労働同一賃金ガイドライン等を改正。
　○雇入れ時、派遣時における労働条件明示事項を追加。

□　**最低賃金の改定**【主な対象者：すべての労働者とその使用者】
　○すべての都道府県において、時間額 54 円から 65 円の引上げ（全国加重平均 1,177 円）。令和８年 10 月１日から順次適用。

＜年金関係＞

□　**企業規模要件撤廃等に伴う経過措置（就業調整を減らすための保険料調整）の導入**
　【主な対象者：新たに任意特定適用事業所となった事業所及び該当事業所で働く短時間労働者】
　○比較的小規模な事業所で働く短時間労働者について、被用者保険加入に伴う手取りの減少を緩和するため、その保険料負担を軽減できる制度を導入。

□　**短時間労働者の被用者保険の適用における賃金要件の撤廃**
　【特定適用事業所等である事業所及び該当事業所で働く短時間労働者】
　○被用者保険の適用における賃金要件（月額 8.8 万円、年額換算で約 106 万円）を撤廃。

□　**最低賃金の減額特例対象者に対する被用者保険の適用に関する措置**
　【主な対象者：最低賃金法の減額特例許可対象者】
　○被用者保険の適用における賃金要件の撤廃を踏まえ、賃金月額 8.8 万円未満であって、最低賃金法の減額特例許可を受けている短時間労働者に関する制度を導入。



★ 未対応の制度変更がある場合は、制度の説明・対応に向けたアドバイスなどをさせていただきますので、気軽にお声掛けください。

重要・要確認　同一労働同一賃金ガイドライン等の改正が施行　厚労省のチェックツールも更新

パートタイム・有期雇用労働者、派遣労働者等の待遇の改善を図るための「同一労働同一賃金ガイドライン」が、最近の判例などを考慮して改正され、賞与、退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当、福利厚生施設、病気休職、夏季冬季休暇、褒賞について、新たな記載が追加されました。また、パートタイム・有期雇用労働法施行規則及び労働者派遣法施行規則が改正され、雇入れ時、派遣時における労働条件明示事項が追加されました。

これらの改正が、令和８年 10 月１日から適用・施行されています。これを受けて、厚生労働省（多様な働き方の実現応援サイト）から公表されている「パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール」も更新されています。改正を機に、このチェックツールを利用してみてはいかがでしょうか？

（次ページへ続く）

・・・・・・パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール（このチェックツールで分かること）・・・・・

このチェックツールで分かること

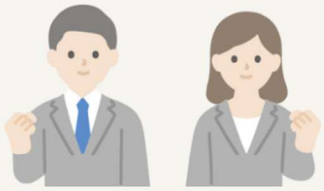

パートタイム・有期雇用労働法やその他法律の内容に対しての貴社の取組状況

取組状況を踏まえ、改善が必要なものについて一目で分かるように結果を表示します。法令の解説も行っています。



パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に向けてのアドバイス

待遇改善に向けて、それぞれの項目に対して具体的なアドバイスを提示します。

★必要であれば、このチェックツールが公開されているページのＵＲＬを紹介します。同一労働同一賃金ガイドライン等の改正の内容についても、気軽にお尋ねください。

重要・要確認　「年末調整がよくわかるページ（令和8年分）」を開設（国税庁）

令和８年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。国税庁からは、令和８年９月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和８年分）」を開設したとの案内もありました。今年の年末調整においては、令和８年度税制改正等による基礎控除の引上げ等に対応する必要があり、例年よりも手間がかかることが予想されます。令和８年分の年末調整に関する各種の情報を、このページで確認しておくとよいでしょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・国税庁の「年末調整がよくわかるページ（令和８年分）」のトップ画面・・・・・・・・・・・・・・・・・

【お知らせ】

本年の年末調整においては、基礎控除の引上げ等にご注意ください！

次のような見直し等が行われています（昨年と比べて変わった点（PDF/853KB））。

→基礎控除の引上げ

→給与所得控除の最低保障額の引上げ

→扶養親族等の所得要件の改正

→年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設

○　源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「リーフレット（PDF/1,222KB）」を送付しています。

○　源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと効率的に行うことができます。

源泉徴収義務者（給与の支払者）の方へ

給与所得者（従業員）の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

詳しい説明（パンフレット）

★　年末調整について、国税庁のサポートは充実しているといえますが、それでも、不明な点が出てくると思います。そんなときには、気軽にお声掛けください。



お仕事カレンダー11月

11/10	● 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税の納付
11/16	● 所得税予定納税額の減額申請期限（第２期分のみ）
11/30	● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● ９月決算法人の確定申告と納税・2027年３月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 所得税予定納税額の納付（第２期分）